

郡上市自然環境保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡上市自然環境保護条例（平成16年郡上市条例第138号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自然環境保護協定の締結を必要とする地域)

第2条 条例第8条の規定により自然環境保護協定の締結を必要とする地域は、条例第5条に規定する自然環境保護地区のほか、本市の全域とする。

(自然環境保護協定の締結を要する行為等)

第3条 条例第8条に規定する規則で定める開発行為及びその基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宅地、別荘地等の分譲地の造成にあつては、面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの
- (2) 車道及び水路の開設にあつては、総延長がおおむね200メートル以上のもの
- (3) 工作物
 - ア 建築物にあつては、高さがおおむね13メートル以上で、かつ、床面積の合計がおおむね1,000平方メートル以上のもの
 - イ 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するものにあつては、高さがおおむね30メートル以上のもの
 - ウ その他の工作物にあつては、高さがおおむね13メートル以上で、かつ、水平投影面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの
- (4) その他著しく土地の形質を変更するものにあつては、面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該開発行為を行うことにより、又は当該関連事業により自然環境の保護に及ぼす影響が大きいと市長が認めたもの
(協議申出書)

第4条 条例第8条の規定により自然環境保護協定を締結しようとする者は、開発事業協議申出書（様式第1号）を市長に提出し、市長と協議するものとする。

2 前項の規定による協議の内容は、市長が定めるところによる。

(協定書)

第5条 条例第8条の規定による自然環境保護協定の締結は、自然環境保護協定書（様式第2号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定により自然環境保護協定を締結する場合において、必要があると認めるときは、事業者から確約書（様式第3号）を提出させることができる。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

開 発 事 業 協 議 申 出 書

年 月 日

郡上市長 様

事業者の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあたってはその代表者の氏名



(電話番号)

郡上市自然環境保護条例第8条及び同条例施行規則第4条の規定により、次の開発事業を行いたいので協議を申し出ます。

開 発 事 業 名		※整 理 番 号	
開発区域の位置		※受理年月日	
事 業 の 種 別		※協 議 経 過	
工事施行予定者 住 所 氏 名			
工事予定期間		※審 査 結 果	
開発区域の面積			
事 業 計 画	別紙事業計画書のとおり		
法令に基づく許 認可等の手続状 況			

※の欄は、記載不要

備考

事業計画書は、計画書及び設計書としてそれぞれ別冊で作成するものとする。

〈計画書〉

- 1 計画書は、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 計画の概要
 - (2) 開発区域の現況(面積、土地の権利、地形等)
 - (3) 土地利用の計画(利用面積、法令による制限等)
 - (4) 事業計画、事業費、施設設備計画、自然環境の保護、公害防止、災害防止、文化財等の保護、地元産業の振興及び住民福祉向上への貢献、給排水計画(水利権の調整の必要があるものについてはその協議内容)
 - (5) 施設完成後の計画(利用者数、従事者数、施設の維持管理等)
 - (6) 事業収支計画
 - (7) その他の事業計画
 - (8) 事業者の業務経歴表
 - (9) 開発区域の区長の開発行為同意書
 - (10) その他参考となる書類
- 2 添付図面は、次のとおりとする。
 - (1) 開発区域位置図(縮尺 25,000分の1)
 - (2) 開発区域の現況平面図(縮尺 2,500分の1以上)
 - (3) 土地利用計画図(縮尺 2,500分の1以上)
 - (4) 土地の公図写し
〈設計書〉
- 1 設計明細書は、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 開発区域内の施設(営業施設、道路、駐車場、公園、緑地広場、樹園地、給水、排水、防災、汚水、廃棄物、消防等)の設計明細
 - (2) 開発区域外施設(接続道路、排水施設等)の設計明細
 - (3) 切土、盛土の土量計算
 - (4) 工事中における災害、水質汚濁等の防止計画の明細
 - (5) 工事工程表
 - (6) その他関連事業の明細及び開発事業施行に伴う措置の内容
- 2 添付図面は、次のとおりとする。
 - (1) 各施設の計画平面図(縮尺600分の1～2,500分の1)
 - (2) 各施設の計画縦横断面図(縮尺600分の1以上)
 - (3) 給水計画図(縮尺600分の1～2,500分の1)
 - (4) 排水計画図(縮尺600分の1～2,500分の1)
 - (5) 調整池の配置図及び構造図(縮尺100分の1以上)
 - (6) 緑化計画図(縮尺600分の1～2,500分の1)
 - (7) 消防用施設配置図(縮尺2,500分の1以上)
 - (8) がけの断面図(縮尺100分の1以上)
 - (9) 擁壁の構造図(縮尺100分の1以上)
 - (10) 排水先の河川の縦断面図(縮尺100分の1以上)
 - (11) その他必要な図面

様式第2号（第5条関係）

自然環境保護協定書

郡上市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、郡上市自然環境保護条例の規定に基づき、次のとおり自然環境保護協定を締結する。

(事業の内容)

第1条 乙が行う次の事業の実施に当たっては、乙はこの協定の定めるところにより事業を行うものとする。

事業地

事業名

事業の概要

事業期間

年 月 日から
年 月 日まで

(自然環境保護のための措置)

第2条 乙は、郡上市自然環境保護条例の定めるところにより、前条の規定による事業の実施に当たっては、自然環境を損なうこととならないよう、自然状態の改変を最小限度にとどめるとともに、植生の回復その他適切な措置を講ずるものとする。

第3条 乙は、前条の規定による措置として別記に掲げる事項について履行するものとする。

(報告及び調査)

第4条 甲は、乙が行う事業の実施状況について乙に対し必要な報告を求め、又は甲の職員に乙の事業地に立ち入り、自然環境の保護を図る限度において、必要な調査をさせることができるものとする。

(計画変更の協議)

第5条 乙は、その事業計画(自然環境保護のための措置の計画を含む。)を変更しようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

(疑義の解決等)

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(事業完了報告等)

第7条 乙は、この協定の事業期間満了 1 箇月前に事業の進行状況報告書を、事業が完了したときは完了届を甲に提出するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 郡上市
市長



乙 事業者
住所
氏名



別記

(参考)

- 1 切土及び盛土の量は、最小限にとどめ地形に順応した造成を行い、残土の処理に当たっては、自然環境を損なわないよう処理すること。
- 2 切土及び盛土の法面の勾配は、できるだけ緩和して法面の安定化を図ること。
- 3 法面は、張芝、筋芝、種子の吹付け等現地に適した工法により緑化、修景すること。
- 4 現存する植生は、極力残存させて利用すること。
- 5 住宅地、別荘地の場合
 - (1) 居住者の日常生活に必要な公園、緑地及び道路を別図表示のとおり整備すること。
 - (2) 公園、緑地の樹木、植物等の植栽に当たっては、区域内に現存する樹木や植物を極力利用すること。
 - (3) 分譲後の自然環境保護のため、建ぺい率、建物の高さ及び外部の色彩等について充分配慮すること。
 - (4) 排水施設を整備し、排水による自然環境の汚染を防ぐこと。
- 6 その他一般的事項
 - (1) 工事中、工事後を問わず、当該工事に起因する崩壊等の災害が発生した場合、乙の責任において速やかに適切な措置を講ずること。この場合、乙はその旨を甲に報告すること。
 - (2) 事業を廃止し、又は相当期間事業を中止しようとするときは、そのまま放置することなく、樹木の植栽、種子の吹付け等による緑化に努めるとともに、災害が発生しないよう適切な措置を講ずること。

(注)上記に掲げる事項について、協議が整えばできるだけ数値を入れて具体的な内容とする。

事業を実施するための自然環境保護協定を締結するに当たり、郡上市自然環境保護条例及び同施行規則に従い、関係地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう事業実施には充分配慮し、万一事故が生じた場合には、すべて当方の責任で処理し、市及び地域住民に対しては絶対に御迷惑をかけることを確約します。

年 月 日

事業者

住 所

氏 名



郡上市長

様